

岸和田市貝塚市清掃施設組合事務局設置条例

昭和41年10月11日

条例第6号

第1条 組合に関する事務を処理するため事務局を置く。

第2条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）次長及びその他の職員を置く。

第3条 局長は、管理者の行政運営を体して所管事務を管掌し、その処務一切の責に任ずるほか所属職員の指導に努め常に合理的能率増進に意を用いるものとする。

第4条 次長は、事務局の所管事務について、局長を補佐する。

第5条 事務局の職員は、管理者がこれを任免する。

第6条 事務局の分掌は、管理者が定める。

第7条 この条例施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。